

水質検査結果（表流水）

○有害物質の一律排水基準

年間1回実施。（令和2年10月28日採取）

（単位：mg/ℓ）

番号	項目	基準値 mg/ℓ	計量値 mg/ℓ	計量の 方法	定量下限値
1	カドミウム及びその化合物	0.03	0.01 未満	JIS K0102.55.4	0.01
2	シアン化合物	1	0.1 未満	JIS K0102.38.1.2及び38.2	0.1
3	有機燐化合物	1	0.1 未満	昭49環境庁告示第64号付表1	0.1
4	鉛及びその化合物	0.1	0.01 未満	JIS K0102.54.4	0.01
5	六価クロム化合物	0.5	0.04 未満	JIS K0102.65.2.1	0.04
6	砒素及びその化合物	0.1	0.01 未満	JIS K0102.61.4	0.01
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0005 未満	昭46環境庁告示59号付表2	0.0005
8	アルキル水銀水銀化合物	検出されないこと	0.0005 未満	昭46環境庁告示59号付表3	0.0005
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	0.0005 未満	昭46環境庁告示59号付表4	0.0005
10	トリクロロエチレン	0.1	0.02 未満	JIS K0125.5.2	0.02
11	テトラクロロエチレン	0.1	0.005 未満	JIS K0125.5.2	0.005
12	ジクロロメタン	0.2	0.02 未満	JIS K0125.5.2	0.02
13	四塩化炭素	0.02	0.002 未満	JIS K0125.5.2	0.002
14	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.004 未満	JIS K0125.5.2	0.004
15	1,1-ジクロロエチレン	1	0.02 未満	JIS K0125.5.2	0.02
16	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.04 未満	JIS K0125.5.2	0.04
17	1,1,1-トリクロロエタン	3	0.005 未満	JIS K0125.5.2	0.005
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.006 未満	JIS K0125.5.2	0.006
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002 未満	JIS K0125.5.2	0.002
20	チウラム	0.06	0.006 未満	昭46環境庁告示第59号付表5	0.006
21	シマジン	0.03	0.003 未満	昭46環境庁告示第59号付表6第1	0.003
22	チオベンカルブ	0.2	0.02 未満	昭46環境庁告示第59号付表6第1	0.02
23	ベンゼン	0.1	0.01 未満	JIS K0125.5.2	0.01
24	セレン及びその化合物	0.1	0.01 未満	JIS K0102.67.4	0.01
25	アンモニア性窒素	100	0.5 未満	JIS K0102.42.3	0.5
26	硝酸性窒素	100	1.1	JIS K0102.43.2.5	0.5
27	亜硝酸性窒素	100	0.02 未満	JIS K0102.43.1.2	0.02
28	ほう素及びその化合物	8	0.2	JIS K0102.47.4	0.1
29	ふっ素及びその化合物	10	0.1	JIS K0102.34.1	0.1
30	1,4-ジオキサン	0.5	0.05 未満	昭46環境庁告示第59号付表8	0.05

水質検査結果 (表流水)

○排水基準 (水質汚濁防止法総理府令) 生活環境項目
 その他 (採取年月日: 令和 2年 10月 28日)

項目	単位	基準値	計量値	定量下限値
1	水素イオン濃度	pH/°C	5.8 ~ 8.6	—
2	BOD	mg/L	160	1
3	COD	mg/L	160	1
4	SS	mg/L	200	2
5	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5	0.5 未満
6	n-ヘキサン抽出物質含有量(動物油脂類)	mg/L	30	0.5 未満
7	フェノール類含有量	mg/L	5	0.05 未満
8	銅含有量	mg/L	3	0.1 未満
9	亜鉛含有量	mg/L	2	0.01 未満
10	溶解性鉄含有量	mg/L	10	0.2
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	10	0.1
12	全クロム含有量	mg/L	2	0.04 未満
13	大腸菌群数	個/cm ³	日平均 3,000個	10
14	全窒素	mg/L	120	0.05
15	全燐	mg/L	16	0.01

別表-1

項目	単位	水素イオン濃度	BOD	COD	浮遊物質量(SS)	窒素含有量	燐含有量	*大腸菌群数	電気伝導率	
									上流側	下流側
採取月	採取日	pH(°C)	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ²	ms/m	
9月	17日	7.2/19	1.0	24	5.1	2.3	0.52	3,000以下	28	53
10月	15日	7.2/19	0.8	22	2.5	1.8	0.48	3,000以下	24	41
10月	28日	7.6/20	3.7	13	3.9	1.4	0.64	3,000以下	23	49
11月	4日	7.5/20	0.5未満	17	1.1	1.5	0.35	4800	24	60
11月	24日	7.7/18	0.6	11.0	1.0未満	1.2	0.30	3,000以下	25	54
12月	7日	7.5/19.20	0.5未満	10	1.0未満	1.0	0.24	3,000以下	23	53
12月	21日	8.0/19	1.0	9.0	5.1	0.9	0.18	3,000以下	21	50
1月	5日	8.0/20	0.5	10	3.1	1.0	0.21	3,000以下	26	50
2月	22日	7.4/19	0.9	30	1.3	4.9	0.54	3,000以下	33	51
3月	3日	7.3/19	1.2	17.0	18.0	3.1	0.30	3,000以下	25	45
月	日									
月	日									
基準値		5.8 ~ 8.6	60	90	60	120	16	3,000	-	-
計量の方法		JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	JIS K 0102 21 及び32.3	JIS K 0102 17	昭和46 環告59号 付表9	JIS K 0102 45.2	JIS K 0102 46.3.1	昭和37厚省 建省令1号 別表1	JIS K 0102 13	JIS K 0102 13

水質検査結果 (地下水)

○地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)

年間1回実施。(令和 2年 10月 28日採取)

(単位:mg/ℓ)

番号	項目	基準値 (mg/ℓ 以下)	計 量 値		計 量 の 方 法	定量下限値
			上 流	下 流		
1	カドミウム	0.003	0.0003 未満	0.0003 未満	JIS K 0102 55.4	0.0003
2	全シアン	検出されないこと	0.1 未満	0.1 未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	0.01
3	鉛	0.01	0.005 未満	0.005 未満	JIS K 0102 54.4	0.001
4	六価クロム	0.05	0.02 未満	0.02 未満	JIS K 0102 65.2.1	0.005
5	砒素	0.01	0.005 未満	0.005 未満	JIS K 0102 61.4	0.001
6	総水銀	0.0005	0.0005 未満	0.0005 未満	昭46環境庁告示第59号付表2	0.0005
7	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満	昭46環境庁告示第59号付表3	0.0005
8	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満	昭46環境庁告示第59号付表4	0.0005
9	ジクロロメタン	0.02	0.002 未満	0.002 未満	JIS K 0125 5.2	0.002
10	四塩化炭素	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2	0.0002
11	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004 未満	0.0004 未満	JIS K 0125 5.2	0.0004
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002 未満	0.002 未満	JIS K 0125 5.2	0.002
13	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004 未満	0.004 未満	JIS K 0125 5.2	0.004
14	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005 0.0005	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2	0.0005
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006 未満	0.0006 未満	JIS K 0125 5.2	0.0006
16	トリクロロエチレン	0.01	0.002 未満	0.002 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
17	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005 未満	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2	0.0002
19	チウラム	0.006	0.0006 未満	0.0006 未満	昭46環境庁告示第59号付表5	0.0006
20	シマジン	0.003	0.0003 未満	0.0003 未満	昭46環境庁告示第59号付表6第1	0.0003
21	チオベンカルブ	0.02	0.002 未満	0.002 未満	昭46環境庁告示第59号付表6第1	0.002
22	ベンゼン	0.01	0.001 未満	0.001 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
23	セレン	0.01	0.002 未満	0.002 未満	規格67. 2	0.001
24	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10	0.3	0.9	規格43. 1. 2及び規格43. 2. 5	0.1
25	フッ素	0.8	0.08 未満	0.08 未満	昭和46環告59号付表6	0.08
26	ほう素	1	0.1 未満	0.1 未満	規格67. 4	0.1
27	クロロエチレン	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	平9環告第10号付表	0.0002
28	1,4-ジオキサン	0.05	0.005 未満	0.005 未満	昭和46環告59号付表7	0.005

○ダイオキシン類に係る土壌の測定結果

(単位 : pgTEQ/g)

番号	項目	基準値	下流井戸周辺	測定方法
29	土壌	1000	22	土壌調査測定マニュアル

○ダイオキシン類に係る環境水(地下水)の測定結果

(単位 : pgTEQ/ℓ)

番号	項目	基準値	上 流	下 流	測定方法
30	環境水(地下水)	1	0.027	0.023	JIS K 0312